第一章　内閣関係

（地方青少年問題協議会法の一部改正）

第一条　地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項を削る。

（道路交通法の一部改正）

第二条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百七条の六に後段として次のように加える。

この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

（交通安全対策基本法の一部改正）

第三条　交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「の各号」を削り、同項に次の一号を加える。

七　その他都道府県知事が必要と認めて任命する者

（中心市街地の活性化に関する法律の一部改正）

第四条　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「を検討し、意見を付して、主務大臣に送付するものとする」を「に関し意見を付すことができる」に改める。

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正）

第五条　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項を削り、同条第二項中「委員は」を「委員会の委員（以下この条及び次条第二項において「委員」という。）は」に改め、同項を同条第一項とし、同条中第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、「ほか、」の下に「委員の定数及び任期その他」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、委員の定数及び任期については、国家公安委員会の定める基準を参酌するものとする。

第二十一条第六項を同条第四項とする。

第二百九十二条中「第二十一条第五項」を「第二十一条第三項」に改める。

第二章　総務省関係

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百六十三条の二第三項を削る。

第二百八十五条の二第二項中「報告し、前項の規定により広域連合を設けるべきことを勧告したときは直ちにその旨を総務大臣に」を削る。

別表第二建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の項中「添える」を「付する」に改める。

（消防組織法の一部改正）

第七条　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「政令」を「これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例」に改め、同条に次の一項を加える。

3　市町村が前項の条例を定めるに当たっては、同項に規定する者の資格の基準として政令で定める基準を参酌するものとする。

第三十三条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

（消防法の一部改正）

第八条　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の八第一項中「、その旨を総務大臣に報告するとともに、」を削る。

第十三条の十九第二項中「、総務大臣に報告するとともに、」を削る。

（地方税法の一部改正）

第九条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四百一条の二第四項を削り、同条第五項中「委員」を「道府県固定資産評価審議会の委員」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

（地方公務員法の一部改正）

第十条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第一項中「二年を超えない範囲内において」を「当該修学に必要と認められる期間として」に改める。

第二十六条の三第一項中「、職員」を「、高年齢として条例で定める年齢に達した職員」に、「当該職員が、当該職員に係る定年退職日（第二十八条の二第一項に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。）から五年を超えない範囲内において条例で定める期間さかのぼった日後の日で、当該申請において示した日からその定年退職日までの期間中」を「当該職員が当該条例で定める年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（第二十八条の二第一項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中」に改める。

（行政書士法の一部改正）

第十一条　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項中「、その旨を総務大臣に報告するとともに」を削る。

第四条の十五第二項中「、総務大臣に報告するとともに、」を削る。

（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の一部改正）

第十二条　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正）

第十三条　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項及び第四条第三項中「告示しなければ」を「周知するよう努めなければ」に改める。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第十四条　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「第六章　移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条の二）　第六章の二　特定地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）」に、「第九章　雑則（第八十八条―第九十六条）　第十章　罰則（第九十七条―第百条）」を「第九章　雑則（第八十八条―第百五条）　第十章　罰則（第百六条・第百七条）　第十一章　解散及び清算（第百八条―第百十一条）　第十二章　合併（第百十二条―第百十四条）　第一節　通則（第百十五条―第百二十条）　第二節　吸収合併（第百二十一条―第百二十七条）　第三節　新設合併（第百二十八条―第百三十一条）　第四節　合併に伴う措置（第百三十二条―第百三十五条）　第十三章　雑則（第百三十六条―第百四十一条）　第十四章　罰則（第百四十二条―第百四十五条）」に改める。